

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか 1名

第11準備書面

2012(平成24)年11月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 篤 将 周

同 小 島 智 史

1 はじめに

最高裁第三小法廷・平成4年12月15日判決(民集46卷9号2753頁)によれば、原因行為に基づいてなされた財務会計行為における違法性とは、原因行為の違法性ではなく、当該財務会計行為を行うに当たっての財務会計法規一般を含む行為規範に違反することを意味し、先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存しない限り、これを尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務がある、つまり、先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するときはその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務がないにもかかわらず、被告らは、なお「本件支出を行うことについては、知事及び企業庁長に裁量権はなく、法令に基づく支出義務を負っている。」と主張する。

被告らの主張は、要するに、本件導水路の愛知県の水道用水2.3m³/sの供給は水機構法に基づく木曾川水系フルプランによって定められ、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）は木曾川水系河川整備基本方針の下での木曾川水系河川整備計画に定められ、水機構法に基づく本件事業実施計画に費用負担義務も含めて定められているので、愛知県（企業庁）は水道用水について、愛知県は流水の正常な機能の維持について、費用負担金の支出義務がある、との主張である。

しかし、本件導水路のような水機構法12条1号イの水資源開発施設については、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとした者は、水資源開発基本計画（フルプラン）や事業実施計画にその利用が定められていたとしても、当該事業から撤退（当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとしなくなる）することができ（水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書の括弧書き、水機構法13条3項の括弧書き）、撤退のあったときは、当該事業実施計画は事業を縮小したものに変更あるいは廃止され（水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書、水機構法13条1、3、6項）、当該事業実施計画に基づく費用負担義務はなくなり、支出義務なくなる。愛知県（企業庁）は、本件事業実施計画さらには木曾川水系フルプランの定めがあったとしても、自らの自由な判断によって本件導水路事業から撤退することができ、それによって愛知県（企業庁）も愛知県も本件事業実施計画の費用負担金の支出義務を負わなくなるのである。

以下において、本件支出差止請求を補充して述べる。

- 2 本件事業実施計画において、本件導水路事業の目的の一つは新規利水の供給であり、その一部として愛知県の水道用水2.3m³/sを導水し、木曾川において取水を可能ならしめるものとされ、愛知県はその費用負担金として、建設に要する費用の額（概算額は890億円）に1,000分の209を乗じて得た額を負担し納付しなければならない（水機構法25条1項、同法施行令18条、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という）施行令1条の2～6条、水機構法施行令30条1項2号、31条）。愛知県において水道用水供給事業は地方公営企業である愛知県企業庁（管理者は被告企業庁長）によって経営されており、これが上記新規利水の供給に係る愛知県の費用負担金を負担し納付する。原告らが被告企業

庁長に対し求めているのは上記費用負担金のその負担金額に達するまで毎年度なされる納付のための支出の差止である。

また、本件事業実施計画では、本件導水路事業は流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）をも建設目的としている。この治水関係用途とされるものの負担額は建設に要する費用の額（概算額は約890億円）に1,000分の655を乗じて得た額であり（水機構法2条4項、21条、同法施行令19条、21条1項、18条、特ダム法施行令1条の2～6条）、愛知県はその30%を負担すべきものとされている（水機構法施行令22条1、3項、2項2号）。原告らが被告知事に対し求めているのは上記費用負担金のその負担金額に達するまで毎年度なされる納付のための支出の差止である。

- 3 水機構法12条1号イの水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとした者が、当該事業から撤退（当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供しようとしなくなる）したときは、当該事業の事業実施計画は事業を縮小したものに変更あるいは廃止される（水機構法施行令30条1項2号ロ、32条1項柱書、水機構法13条1、3、6項）。そして、撤退した者は、納付した費用負担金を返還され、水道等撤退負担金（事業縮小に係る不要支出額、なければゼロ、および縮小後存続する者の負担額がその者の投資可能限度額（本件導水路事業の場合は身替建設費）を超えるときは当該超える額、超えないときはゼロ）を負担しなければならない（水機構法25条1、2項、同法施行令30条2項、18条2、3項、水機構法25条3項、同法施行令32条1項柱書）。

したがって、愛知県が本件導水路事業から撤退をすれば、水機構は本件事業実施計画を愛知県水道用水の分を縮小したものに変更あるいは事業を廃止することになり、愛知県（企業庁）は、水道等撤退負担金（ゼロもあり得る）を負担し納付（支出）しなければならない、変更前事業実施計画に定められた費用負担金の負担義務はなく、その納付義務もなくなる。

- 4 上記のように、愛知県は自らの自由な決定によって水機構法12条1号イの水資源開発施設である本件導水路事業からの撤退ができる。愛知県は、木曾川水系フルプランや本件事業実施計画の記載に拘束されることなく、現時点までの実績事実に基づいて徳山ダムに確保される水道用水に需要があつて本件導水路事業が必要かを、自由に独自に判断でき、また地方財政法4条1項および地方自治法2

条14項によって判断をしなければならない。

徳山ダムに確保される愛知県水道用水は甲24等で明らかのように2010年までの実績事実から需要は認められず、現時点において、本件導水路事業は、必要性を基礎づける最も重要な事実が欠けており、必要性が認められない。

したがって、第10準備書面第1①で述べたように、本件導水路事業は必要性が認められないので、愛知県（企業庁）がその目的について公金を支出することは、必要性のないものに対する支出であって財産的損害を発生させ、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない地方財政法4条1項および地方自治法2条14項の違反となり、財務会計法規上違法となる。愛知県（企業庁）は、以後の支出の中止つまり本件導水路事業からの撤退をしなければならない。

これにより、愛知県（企業庁）は、本件事業実施計画に基づく費用負担金の支払い義務はなく、水道等撤退負担金の支払い義務があるだけである。愛知県（企業庁）に本件事業実施計画に基づく費用負担金の納付請求をすることは、その負担と納付の義務のない者に対する納付請求であって、当該納付請求はその原因となっている事業実施計画が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるかを検討するまでもなく違法であり、愛知県（企業庁）にはその納付義務がないのである。

- 5 愛知県が愛知県水道について本件導水路事業から撤退をすると、本件導水路事業は、これに応じたものに本件事業実施計画から変更あるいは廃止されるので、本件事業実施計画に基づく費用負担金は、愛知県（企業庁）だけでなく、愛知県においても、流水の正常な機能の維持に関する費用負担金の負担義務がなくなり、その納付義務もなくなる。

よって、国土交通大臣の本件事業実施計画に定められた流水の正常な機能の維持に関する水機構法21条3項に基づく愛知県に対する費用負担金の納付通知は、原告第11準備書面、特にその第3で述べたように支出時までの実績事実によりその原因となっている本件事業実施計画が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるかを検討するまでもなく、その負担と納付の義務のない者に対する納付請求であって違法であり、愛知県には納付義務がないものである。

- 6 以上のとおり、愛知県（企業庁）の本件事業実施計画に基づく本件導水路事業

の水道水の費用負担金の支出は、愛知県が本件導水路事業から撤退するものであり、これにより愛知県（企業庁）には本件事業実施計画に基づく費用負担金の支払い義務がなくなる。また、愛知県の本件事業実施計画からの撤退により本件事業実施計画は変更または廃止されるので、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の供給）に関しても、愛知県は本件事業実施計画に基づく費用負担金の支払い義務がなくなる。よって、本件事業実施計画に基づく水機構および国土交通大臣のその納付請求や納付通知は納付義務のない者に対する請求であって違法であるので、被告らに対して、本件導水路事業の費用負担金の支出の差止を求めらるものである。